

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

阿 南 市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1 現況

本市は、平地部においては圃場整備された大規模な区画を利用した早期水稻の作付を中心に施設野菜及び露地野菜の複合経営が行われている。中山間地域においては果樹や花き等の施設園芸が盛んであり、南部地域では施設園芸のほか、集落営農組織による水稻や野菜の作付が行われている。

今後、これら農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る活動に係る支援を継続的に行うことが必要であり、また、旧阿南市地域は特定農山村地域に指定されており、その中でも中山間地域においては平地部との生産条件の格差を補正する取組を行うことも必要である。さらに近年では、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の生産方式を普及することが重要となっている。

### 2 目標

1を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、旧阿南市地域においては同項第2号に掲げる事業を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	別紙地図に記載の区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	別紙地図に記載の区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。**

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

## 促進計画（別紙）

### 1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

#### （1）対象農用地の基準

##### 1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

##### ア 対象地域

特定農山村法等の指定を受けた市の全域（那賀川町及び羽ノ浦町を除く）

##### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 阿南市長の判断によるもの

##### a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地)

(オ) 徳島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

なし

(3) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- 1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- 2) 農業従事者一人当たりの所得が徳島市の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。)が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- 3) 認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて阿南市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

鳥獣害対策や耕作放棄地復旧もしくは農産物加工施設整備など、協定農用地の保全や集落活性化に資する国庫補助事業等については、積極的に活用することとする。

なお、協定期間に対象農用地において土地改良通年施行に係る事業の実施や災害を受けて農用地の災害復旧事業及び田から畑への地目変更等の必要な場合の取扱いについては、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(令和2年4月1日付け元農振第2605号農林水産省農村振興局長通知)に基づいて事務手続きを行うものとする。